

佐渡市



老朽危険廃屋対策支援事業 (木造危険廃屋の解体費補助)

屋根等が朽ち、倒壊の心配がある木造危険廃屋の解体に対し補助をします。

対象建物

個人が所有する住宅、物置等の木造建築物で、おおむね25年以上経過し、屋根等が朽ち、周辺的生活環境に影響を与えている建築物が対象

対象者

木造危険廃屋の所有者または所有者から委任を受けた方で、建替え等を目的としない方

対象経費

施工業者が行う解体、撤去に要する経費

補助率

対象経費の50% (上限50万円)

申請期間

2月15日から受け付け、予算枠に達した時点で終了します。

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添付して市役所環境対策課に提出してください。

申請用紙は、環境対策課、支所、行政サービスセンターまたは市のホームページで入手できます。

お問い合わせ

市役所環境対策課 環境企画係
☎ 63-3113



地域のにぎわい再生支援事業 (地域の祭り用具整備補助)

地域の住民が相互に交流を深めるため、集落等が行う祭りに必要な用具の整備に対し補助をします。

対象者

集落や町内会、祭りの保存会など地域的な共同活動を行っている団体

対象経費

みこし、太鼓、面、衣装、法被^{はっぴ}等を整備する経費で、総額が30万円以上のもの

補助率

対象経費の75% (上限100万円)

申請期間

3月1日から受け付け、予算枠に達した時点で終了します。

申請方法

申請書等に必要事項を記入の上、関係書類を添付して市役所地域振興課へ提出してください。

申請用紙は、地域振興課、支所、行政サービスセンターまたは市のホームページで入手できます。

お問い合わせ

市役所地域振興課 地域振興係
☎ 63-4152

※緑の分権改革とは、地域資源(自然環境、クリーンエネルギー、食料、歴史文化資産等)を最大限活用する仕組みを創り上げ、地域の活性化、絆の再生を図り、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

4 安心して暮らせる地域づくり (2.1億円)

- ・住宅用火災警報器の購入への補助
- ・救急車への半自動式除細動器の整備
- ・老朽危険廃屋の解体への補助

5 疲弊した地域の活性化 (2億円)

- ・製造業の海上輸送費への補助
- ・公衆トイレ等の観光施設の美化・整備
- ・旅行エージェントに対する誘客対策
- ・集落等の祭り用具整備への補助
- ・能舞台修繕や文化財の道具購入への補助

6 住民生活に光をそそぐ取組み※ (1.5億円)

- ・適応指導教室の学習環境の充実
- ・学校図書と図書館の充実
- ・ジオパークの推進

※国では、これまで住民生活にとつて大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった弱者対策・自立支援や知の地域づくりに対する交付金を創設。